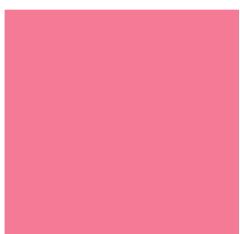


誰もが暮らしやすい地域づくりをめざして  
“つながり”と“お互い様”をひろげる

# 社会福祉協議会



# 地域でみんなが支え合う福祉活動をすすめています

- 安心して、自分らしくいきいきと暮らし続けるためには、制度に基づくサービスだけではなく、地域で支え合う住民の福祉活動が大きな役割を果たします。また、福祉活動に参加し地域の人と交流することは、生きがいづくりや介護予防にもつながります。社協は、さまざまな福祉活動を住民主体ですすめ、みんなが支え合い一人ひとりが輝ける地域づくりをめざしています。

## “お互い様”的支え合いを広げています～見守り支援活動（小地域ネットワーク活動）

見守り支援活動は、住民同士が訪問や声かけ、ちょっとした手伝いなどを行うお互い様の活動です。体調の異変や日常の困りごとに気づき、早期に対応することができるほか、定期的に訪問する人との交流があることで、孤立や閉じこもりを予防します。新聞配達や電気・ガス・水道事業者、宅配業者等と連携した見守りも広がっています。

### ●見守り支援活動の対象者（世帯）数

一人暮らし高齢者世帯	734,336 件
高齢者のみ世帯	545,274 件
障害児・者を構成員に含む世帯	181,446 件
ひとり親世帯	64,579 件
複合・その他	328,682 件
合計	1,854,317 件

(2012年社協活動実態調査)

### column

北九州市社協（福岡県）では、校区（地区）社協が実施主体となって「ふれあいネットワーク活動」を実施しています。見守りの仕組みで活躍しているのは、校区社協が選任する「福祉協力員」です。福祉協力員は民生委員・児童委員とも協力して支援を必要している世帯に定期的に訪問して困りごとがないかなどを確認しています。

戸畠区南沢見地区社協では、見守り支援活動の一環として、隔月で行われる古紙回収に合わせた取り組みを行っています。回収日の前にチラシを配り、当日は高齢者等への声かけ、集積場所へ運ぶ手伝いをします。力仕事のため、若い世代や男性にも参加してもらうきっかけとなり、地域全体に見守り活動への理解がひろがっています。

## 笑顔が生まれる交流の場をつくっています～ふれあい・いきいきサロン

単身世帯が増え、地域のつながりも希薄化するなかで、寂しさや不安を抱えて暮らす人がいます。これらを解決するため、住民同士が気軽に無理なく集える交流の場がふれあい・いきいきサロンです。

ボランティアと利用者の垣根が低く、一緒に運営するスタイルが特徴で、出入りも自由、プログラムも自由というゆるやかさが多くの人を惹きつけています。



ボランティアも参加者も一緒に運営します。  
閉じこもりや孤立を防ぎ、困りごとの発見の場にもなります。

### ●参加対象別のサロン数

高齢者	49,838 か所
障害者	395 か所
子育て家庭	4,031 か所
複合型・その他	4,735 か所
合計	58,999 か所

(2012年社協活動実態調査)

## 地域の「困った！」を解決するサービスを開発します～住民主体の生活支援サービス

制度によるサービスだけでは支えきれない福祉ニーズに応えて、さまざまな生活支援サービスを住民参加で開発し、地域に広げています。



### 食事サービス（配食・会食）

調理ボランティアや配達ボランティアが参加し、見守りを兼ねて一人暮らし高齢者などに食事を届けます。みんなで集まつて食事をする機会もつくれています。



### 住民参加型在宅福祉サービス（訪問型サービス）

会員制をとり、有償で家事援助や介護、保育、買い物支援などを提供します。



### 移動サービス

福祉車両を使ったり、住民の運転ボランティアと協力したりして買い物や通院など移動の支援を行います。

## まちづくりをすすめる住民の組織をサポート

小学校区域や中学校区域で、中核となって地域福祉活動をすすめるのが地区社会福祉協議会や地区福祉委員会、校区福祉委員会などの名称で呼ばれる住民の組織（地域福祉推進基礎組織）です。

地域の困りごとの実態把握や住民同士が話し合う福祉座談会、小地域の地域福祉活動計画づくりなどを通して地域の課題解決に取り組んでいます。

### ●地域福祉推進基礎組織（地区社協等）を設置している社協

656 社協（49.5%）

(2012年社協活動実態調査)



自分たちが暮らす地域を自分たち自身でより良くしていくことをめざして活動しています。

## 当事者・家族の仲間づくりを支援しています

共通の悩みをもつ、認知症高齢者、精神障害、知的障害がある本人、家族の仲間づくりを支援し、地域への当事者参加をすすめています。

### ●当事者組織を支援している社協

一人暮らし高齢者の会	181 社協	知的障害児・者（家族）の会	721 社協
認知症高齢者（家族）の会	232 社協	ひとり親（母子・父子）家庭の会	585 社協
要援護高齢者（家族・支援者）の会	240 社協	子育て家庭の会	202 社協
身体障害児・者（家族）の会	838 社協	ひきこもり者の当事者（家族）の会	39 社協

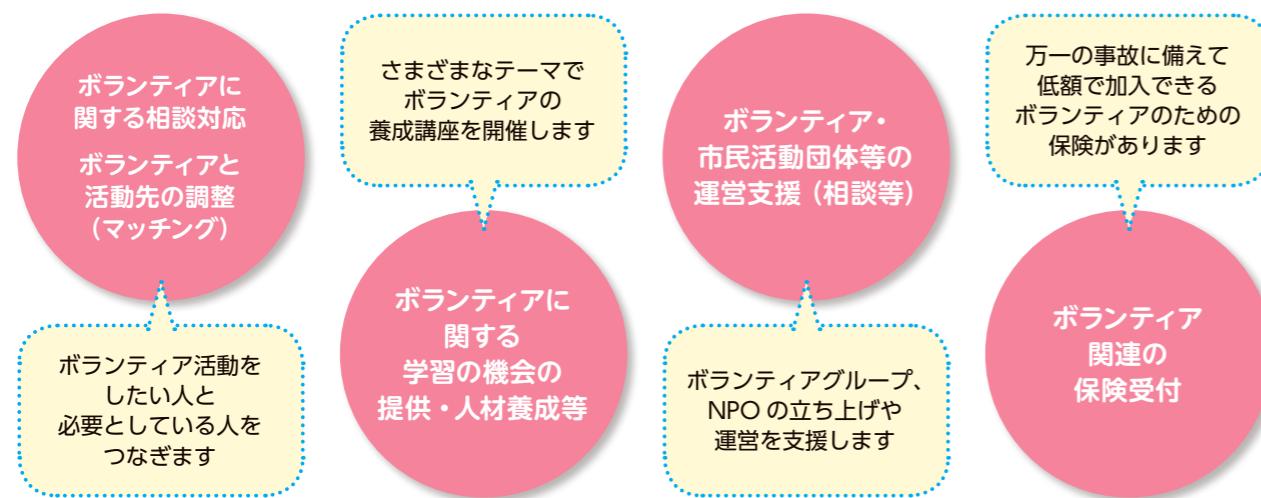
(2012年社協活動実態調査)

# ボランティア活動・市民活動を推進しています

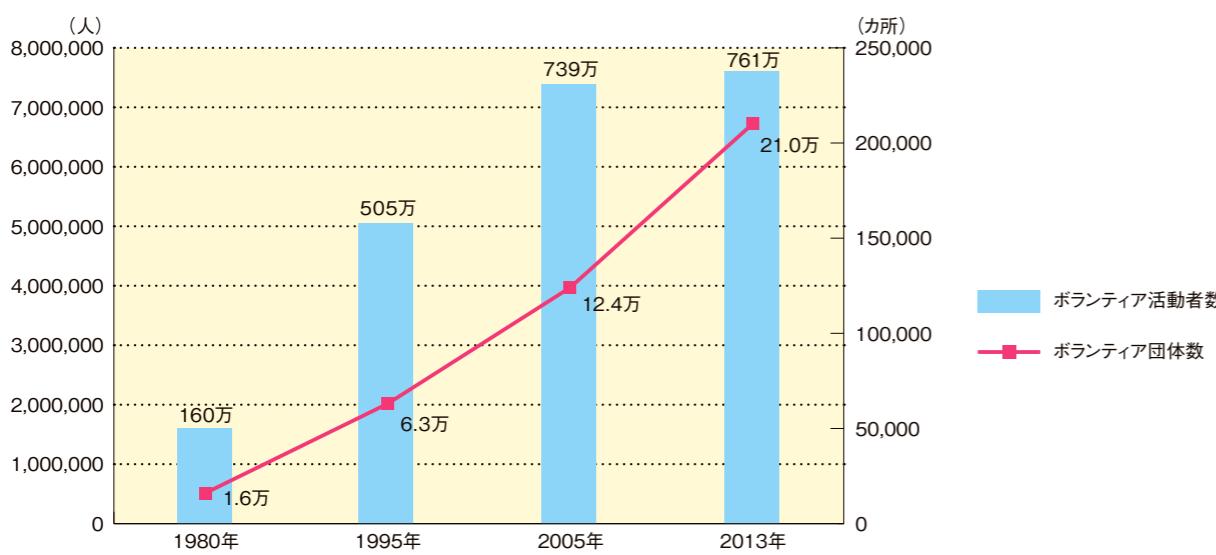
- 「まちを住みよくするため、できることは参加したい」という気持ちをもつ人たちによるボランティア・市民活動が広まっています。全国の社協でボランティア・市民活動センターを設置し、さまざまな機関と協働しながら、自発的に地域や社会のために活動することを応援しています。

## 地域や社会のための活動を応援します～ボランティア・市民活動センター～

ボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動に参加したい人とボランティアの助けを必要としている人の情報を把握してマッチングを行います。また、ボランティアの裾野を広げるためにさまざまな講座を開催したり、ボランティア団体の立ち上げ、運営の相談にも対応しています。



## ボランティア活動者・ボランティア団体数の推移（把握人数）



## 共に生きる社会にむけて、福祉の心を育みます～福祉教育の推進～

福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的としています。福祉教育の場では、地域に暮らす、障害のある人や高齢者を含めたさまざまな人々と関わり、学ぶを通して、多様な生き方にふれ、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心をはぐくむことができます。

### ● 福祉教育事業の実施状況

都道府県・指定都市社協	94.9%	(N = 59)
市区社協	95.2%	(N = 330)
町村社協	72.2%	(N = 270)

（2015年度社会福祉推進事業 ボランティア・市民活動支援に関する調査研究より）

### 福祉教育プログラム

「ぼくたち・わたしたちのまちを知るワークショップ」  
～【まち探検】支所の業務について支所長から説明を受ける様子～  
佐世保市社会福祉協議会（長崎県）による福祉教育の取り組み

小学生が、地域で活動している「人」や「団体」の取組や役割について気づき、学びを深め、自分自身も地域福祉活動に関係があることを知るきっかけをつくります。



## プラットフォームづくりを進めています

地域のさまざまな関係者が一緒にになって課題解決をしていくように、福祉以外の分野も含めた幅広い人々との協働の場（プラットフォーム）づくりをすすめています。



### 子ども村： 中高生ホットステーションの様子

※食事＝ホット出来る場所  
※「食事のおいしさ」をお互いの喜びの共通の体験として、信頼関係作り  
※食育…味覚を育てる・旬の食材

### column

荒川区社会福祉協議会（東京都）の荒川ボランティアセンターでは、地域住民やボランティア、関係機関、行政と連携し、地域のニーズを敏感にキャッチして情報を共有して新たな事業・活動を生み出しています。

たとえば、孤立しがちな乳幼児の子育てを地域でサポートしたいと、大学・地域住民・行政・社協のネットワークで「35（産後）さぽネット in あらかわ」のプロジェクトが生まれました。また、中高生の居場所「子ども村：中高生ホットステーション」は、心身が成長する大切な時期にある中高生をサポートするために始まった取組みで、集まって会話をしながら夕食と一緒につくって食べたり、学習支援などの活動を行っています。

## 「どこに相談したらいいかわからない」時は社協へ ～暮らしや地域の困りごとの相談に対応し、 切れ目のない支援につなぎます

地域で暮らしていくうえで生じるさまざまな問題は複雑に重なり合っていて、「誰に相談したらいいかわからない」「解決の糸口さえ見つからない」ということもあります。社協では、多様な相談・支援機能と地域のネットワークを生かして、暮らしや地域の困りごとに総合的に対応します。

### 総合相談の実施

● さまざまな相談体制		
心配ごと相談	1,019 社協	65.0%
福祉総合相談	861 社協	77.0%
子育て相談	279 社協	21.1%
相談機関のネットワーク化	285 社協	21.5%
<b>● 心配ごと相談および福祉の総合相談の相談件数</b>		
総数	平均	社協数
年間 524,602 件	492 件	1,065 か所

(2012年社協活動実態調査報告書)

#### 心配ごと相談

生活上の心配ごと、困りごとなど、不安や悩みを受け止めて解決に導きます。法律相談等、専門相談も実施しています。

#### 福祉総合相談

福祉、生活に関わるあらゆる相談を受け止め、専門相談機関と連携して相談・援助をすすめています。

個人からの相談だけではなく、地域のさまざまな団体、組織からの相談も受け止め、解決に向けて一緒に取り組みます

#### 活動例

- 住居がゴミ屋敷となってしまった、地域から孤立した一人暮らしの高齢者への支援
- 若年性認知症が進んだ40歳代の母親と4歳の子どもの世帯への支援

#### column

##### コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の活動

住民と協働する個別支援ワーカーとして、①制度で対応できないニーズに住民と協働して支援・解決にあたる、②住民の活動支援、住民とともに行う支援、住民が対応しきれない場合には直接支援を行う、③必要であれば、制度の専門職と協働し住民とつなぐこと等を行っています。

ワーカーを配置している社協は680か所51.4%です。

(2012年社協活動実態調査報告書)

### 生活福祉資金の貸付

低所得・障害者・高齢者等世帯単位で状況に応じた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行っています。生活困窮者自立支援制度と連携し、市区町村社協が窓口となって支援しています。

### 生活困窮者自立支援制度における事業の実施

2015年4月から、生活困窮者自立支援法に基づく新たな支援制度がスタートしました。本制度は、「働きたくても働けない」「住むところがない」などの生活全般の困りごとに対応し、就労にむけた支援や家計相談、生活困窮世帯の子どもの学習支援などを行います。約46.2%（2015年度）の社協で本制度の必須事業である自立相談支援事業を実施しています。

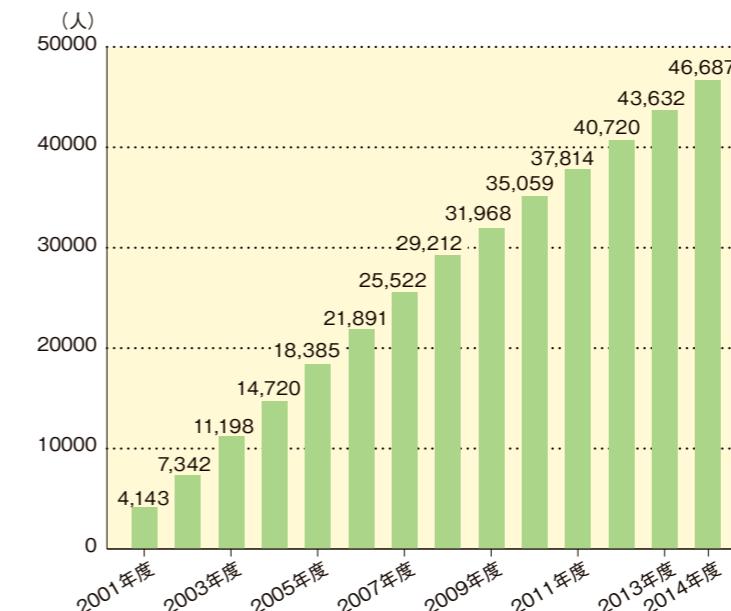
## 地域での“安心した”暮らしのお手伝い 一人ひとりの権利擁護支援を展開しています

「福祉サービスを利用したいけれど手続きの仕方が分からず」「商品勧説の人が来た時にどう対応したらいいかわからない」などの困りごとに対応し、福祉サービスの利用申込や契約手続き、日常の金銭管理などのお手伝いをします。

### 全国の社協でサポートします～日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らし続けるため、日常生活に必要な手続きや金銭管理をサポートします。利用する方は年々増加し、2014年度末では4万6千人を超える方が利用しています。

#### ● 日常生活自立支援事業の利用者数



#### 福祉サービス利用援助

福祉サービスの情報提供や助言、相談、契約の代行、代理を行います

#### 日常的金銭管理支援

定期的に訪問し、預貯金の出し入れや支払いの支援を行います

#### 大切な書類の預かり

なくしてしまうと心配な通帳や証書をお預かりします

### 一人ひとりの権利と尊厳を守ります～成年後見制度の利用支援・市民後見人の育成

判断能力が低下し、日常生活自立支援事業だけでは対応しきれない場合には、成年後見制度につなぐなどして継続的な支援を取り組んでいます。法人として後見人等を受任したり、市民後見人を養成する社協も増えつつあります。

● 法人後見の受任	359 か所
● 権利擁護センター等の設置	264 か所
● 市民後見人の養成	154 か所

(2015年度「各市町村社協の成年後見取り組み状況」調査)

#### 社協による法人後見の特徴

- 本人の状況やニーズを踏まえ、専門性をもった職員が携わり、組織的に取り組むことで質の高い後見を実施します。
- 社協の持つ地域のさまざまな団体・機関、専門職等とのネットワークや地域住民との関わりを生かして後見活動を行っています。

# 住み慣れた地域での自分らしい生活を支援します～在宅福祉サービス～

- 日常生活を送るうえで介護やその他の支援が必要になっても、「今まで暮らしてきた地域で生し続けたい」、そうした願いをかなえるため、一人ひとりの希望に合わせ、その人らしい暮らしを続けることができるようさまざまな在宅福祉サービスを行っています。

## 地域での暮らしを支える在宅福祉サービス

高齢者や障害者が住みなれた地域で暮らし続けるために、それぞれの生活に寄り添った支援を行うのが在宅福祉サービスです。一人ひとりの生活に合わせた支援を行うことで、体調や生活環境の変化にもいち早く対応することができます。また、社協では、地域福祉活動や相談支援等の幅広い機能と介護サービスの連携をはかり、人とのつながりを保ちながら、生きがいを持って暮らし続けることをサポートします。

### ●介護保険におけるサービスの実施状況

訪問介護	953 社協
通所介護	653 社協
訪問入浴介護	332 社協
居宅介護支援	940 社協

### ●障害者総合支援法に基づくサービスの実施状況

居宅介護	894 社協
重度訪問介護	736 社協
同行援護	452 社協
行動援護	220 社協
生活介護	247 社協

(2012年社協活動実態調査)

### column

宝塚市社協（兵庫県）では、「地域生活を希望される方が、安心して自宅で生活できる」ことを目標に、民家型の小規模デイサービス「鹿塩の家」を運営しています。



地域に密着したサービスの充実を目指し、介護サービスやふれあい・いきいきサロン、子育て支援、見守り、助け合い活動、就労支援等の多機能を備えた「地域福祉・生活支援拠点」づくりを住民とともに進めています。

運営は、自治会や民生委員、老人会、ボランティア等の住民が参画しており、地域の課題やサービスの内容について一緒に考えています。

# 「被災者中心」「地元主体」「協働」を3原則に、発災直後から生活復旧・復興までを支えます

- 災害時には、多様な課題が地域の中で大量に出現し、社協は地域のネットワークを総動員して被災者への支援活動を行います。住民や他団体と連携し、地域を基盤とした取り組みをすすめるのが社協ならではの被災者支援活動の特色です。

## 社協が担う災害ボランティアセンターの取り組み

阪神大震災（1995年）以降、災害時のボランティア活動の重要性の認識が浸透し、特に中越地震（2004年）以降は災害ボランティアセンターを設置することが定着してきました。東日本大震災（2011年）では全国で196カ所に災害ボランティアセンターが設置・運営されました。

被災規模や地域の状況を考慮し、地元社協が中心となって、「被災者中心」「地元主体」「協働」を原則に、地元住民や他の団体と連携しながら災害発生直後からの災害ボランティアセンターの設置・運営、そして生活支援や長いスパンでの復興支援といった一連の支援を行っています。また、大規模災害で地元社協への支援が必要な場合には社協ネットワークを生かして全国から応援職員を派遣しています。

## 被災地のニーズに応じた多岐にわたる活動内容

災害ボランティアは、近隣住民の助け合いが被害や被災状況により機能しないところを、ボランティアの力を借りて、被災者の自立・生活再建することを目指す活動です。泥かきやガレキ撤去作業だけではなく、住民のニーズに即して多岐にわたる活動を行います。



### ボランティア活動の様子

地元の小学生が自治会長や民生委員・児童委員、大学生、NPO、社協職員と一緒に被災されたお宅を訪問し、支援物資とメッセージを届けました。

被災家屋・私有地内の片付け・清掃作業・ゴミ出し

避難所での支援  
救援物資・生活物資等の仕分け作業、訪問配布

サロン活動・お茶会  
被災された方の交流機会づくり

入浴・通院・買い物・配食等  
生活ニーズへの援助

復興期における  
地域おこしの支援

## 生活支援相談員の活動

生活支援相談員は被災者の生活の困難さや不安に寄り添い、一人ひとりへの個別支援と地域住民同士のつながりづくりなどの地域支援を行うことを役割としています。東日本大震災など大規模な災害の際に社協を中心に配置され、応急仮設住宅や借り上げ住宅等に住む方々を中心に訪問や見守りなどの支援を行っています。



生活支援相談員の訪問  
被災者一人ひとりの悩みや不安に耳を傾け、みんなが心豊かに暮らせるよう支援を行っています。

# しゃきょう 社会福祉協議会（社協）は、 福祉のまちづくりをすすめます

## 地域住民の力とネットワークで一人ひとりの暮らしを支える



### 誰もが社会参加できる地域を目指します

社会福祉協議会は、住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、また、地域の課題に関心を持って話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりをすすめています

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間非営利組織で、社会福祉法に位置づけられています。

社協は、戦後間もない1951年に民間の社会福祉活動を強化するため、全国、都道府県段階に誕生し、ほどなく市区町村にも社協ができました。

民間非営利組織としての自主性とさまざまな分野の関係者、地域住民に支えられた公共性という二つの側面を併せ持った組織で、「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として社会福祉法に位置付けられています。

### 社会福祉協議会の構成

市町村に設置された社協は、そこで暮らす住民のみなさん、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、NPO、さらに、地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関によって構成されています。

### 住民会員・賛助会員

社協は、地域住民の参加や協力・支持を基礎として事業を展開しています。そのための仕組みとして、約9割の市区町村社協が「住民会員制度」を持っており、住民からの会費を地域福祉の推進に役立てています。

- 住民会員制度をもつ社会福祉協議会  
1,195社協 (90.3%)
- 住民会員加入率60%以上の社会福祉協議会  
803社協 (住民会員制度がある社協の67.2%)

(2012年社協活動実態調査)

### 住民主体の原則

社協では、地域の福祉を推進していく基本的な主体は地域社会に暮らす住民自身である、ということを「住民主体の原則」として確認し、社会福祉協議会基本要項に位置付けています。住民主体という言葉は、1960年に山形県で開催した「都道府県社協組織指導職員研究協議会」において使われ、その論議を踏まえて「住民主体の原則」にまとめあげたとされています。

### 地域福祉の計画づくり

2000年の社会福祉法改正により、地域福祉計画が行政計画として規定されましたが、社協では長年にわたって地域福祉の計画的な推進に取り組み、理論化もはかってきました。また、行政の地域福祉計画とも連動しながら、住民やボランティア、福祉施設、民生委員・児童委員等幅広い関係者に呼びかけて民間福祉活動の計画である地域福祉活動計画の策定に多くの社協が取り組んでいます。

## 全国ネットワーク ～社協はすべての市区町村、都道府県、全国の段階に組織されています

### 市区町村社会福祉協議会 1846か所

### 都道府県・指定都市 社会福祉協議会 67か所

### 全国社会福祉協議会

#### 社会福祉協議会の法律上の位置づけ

##### 社会福祉法（第4条）：地域福祉の推進

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### 社会福祉法（第109条）：地域福祉の推進を目的として社会福祉協議会は以下の事業を実施する

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

#### ●社会福祉協議会職員の状況

事務局長・法人運営部門	9,521人
地域福祉推進部門	7,754人
ボランティア・市民活動センター	2,554人
福祉サービス利用支援部門	13,798人
介護保険サービス担当	65,487人
障害福祉サービス担当	10,963人
その他在宅福祉サービス担当	23,109人
その他（会館運営等）	7,281人

合計  
140,467人  
(2015年度)

### 職員の取得資格

#### ●職員の取得資格（2015年）

	有資格者
介護福祉士	34,147人
介護支援専門員	18,613人
看護師（准看を含む）	9,617人
保育士	8,931人
社会福祉士	9,795人
精神保健福祉士	1,911人
栄養士	1,370人
保健師	762人
管理栄養士	329人
理学療法士	178人
作業療法士	130人
言語聴覚士	56人
臨床心理士	37人

#### 社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—

平成23年5月18日 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。

私たちは、社会福祉協議会法定化60周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

##### 【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

##### 【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

##### 【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

##### 【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

##### 【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

##### 【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれたりたい方のために社協づくりをすすめます。

## 社会福祉協議会のあゆみ（地域福祉の展開と社協活動の主な動き）

昭和26（1951）年	社会福祉事業法制定 ・第74条に都道府県社会福祉協議会、第83条に全国社会福祉協議会が規定された
昭和34（1959）年	保健福祉地区組織育成中央協議会発足（事務局：全社協内） ・健民福祉運動の推進と住民による保健福祉地区組織活動の展開
昭和37（1962）年	全社協「社会福祉協議会基本要項」の策定 ・住民主体の原則が確立された
昭和49（1974）年	全社協「ボランティア活動を推進するための方針」を提案 ・ボランティア活動推進の本格化
昭和54（1979）年	全社協「在宅福祉サービスの戦略」発表 ・食事サービスや入浴サービス等の開発がすすみ、在宅福祉サービスの推進を本格化
昭和58（1983）年	市町村社協法制化 ・社会福祉事業法に市町村社協が規定された
平成3（1991）年	国庫補助によるふれあいのまちづくり事業の開始 ・地域福祉の総合的推進のための予算化が実現。総合相談の仕組みづくりの推進
平成4（1992）年	全社協「新・社会福祉協議会基本要項」の策定 ・社会福祉協議会の構成員の明確化、住民主体の理念の継承と発展、福祉サービス等の企画・実施の強化
平成6（1994）年	ふれあい・いきいきサロンの提唱 ・身近な地域での交流の場づくりを推進
平成11（1999）年	国庫補助による地域福祉権利擁護事業の開始 ・判断能力が不十分な人に対する福祉サービス利用援助や日常的金銭管理支援の提供
平成12（2000）年	社会福祉法改正、介護保険制度開始 ・地域福祉の推進が社会福祉法に位置付けられる ・介護保険サービス事業の実施
平成15（2003）年	全社協「市区町村社協経営指針」策定 ・市区町村社協の事業経営理念の明確化、業務体制の再構築、マネジメント体制の強化を推進 ・地域福祉計画に関する規定（社会福祉法）の施行
平成20（2008）年	「地域における『新たな支えあい』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉」（厚生労働省） ・制度の谷間にある生活課題に対応する役割として地域福祉の新たな位置づけを提言
平成23（2011）年	東日本大震災 ・災害ボランティアセンターの広がり ・社協職員行動原則の策定
平成24（2012）年	全社協「社協・生活支援活動強化方針」策定 ・経済的な困窮や社会的孤立等による深刻な生活課題の顕在化を受け、あらゆる生活課題への対応、相談・支援体制の強化、アウトリーチの徹底、地域のつながりの再構築などに取り組むことを宣言

平成28年5月発行

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858 (地域福祉部)

<http://www.shakyo.or.jp/>

<http://www.zcwvc.net/>